

第22回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年4月11日(月)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午後 3時00分 会長宣言

出席委員(12人)

1番	中田 泰	9番	清水 干城
2番	見山 収	10番	石原 一男
3番	宇田川 潔	11番	一二三八郎
4番	松原 憲治	12番	上前 梅夫
5番	長尾 保	13番	川上 博久
6番	宇田川 保		
7番	谷口 一郎		

欠席委員(1人)

8番 佐藤 誠

職員及び関係者 局長 下垣 吉正
主査 松原 順二
前局長 小林 健治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 国土調査法に基づく地積調査に係る地目認定について
第2号議案 農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後 3時00分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

9番委員 清水 干城 10番委員 石原 一男

会 長： 非常にいい天気で農作業が大変忙しくなった中、総会にお集まりを頂きまして誠にありがとうございます。今日は皆さんご承知のように町報にも出ました様に、4月の役場の人事異動で農業委員会の事務局長が交代になりました。後程ご紹介申し上げますけれども今日総会を引き継いでもらうという形で無理をお願いして皆さんに集まっていたわけです。それからもう1つは、昨年12月、町長に建議しました建議内容の回答が3月25日に文章が参りまして、今日4時から町長が自ら説明してくれる為こちらに来られますので1時間程お互いに意見交換を出来たらという風に思っております。それと、今日5時半から送別会という事で、小林さんと山川さんの送別会を道の駅のマルシェにセットしております、時間の制約がございますので、出来るだけスムーズな総会の議案の議事をお願いしたいと思います。

では、早速ですが今日来ていただきました、小林さんには建設課長に変わられた。ひと言お願いします。

小 林： はい、皆さんご存知だと思いますけども、4月の人事異動とうことで建設課の方に異動することになりました、農業委員会は2年間、皆さんと一緒に勉強したり研修したり、という2年間でもためになりました、ありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。山川さんは、今日はお見えになっていないんですけども、今度運動公園総合体育館嘱託という事で、町内にあります運動公園の方に行かれるという事になっております。それから今度新しく事務局長は農林産業課長の下垣課長が兼務していただくという事でございます。

下 垣： 先程、会長の方からご説明がありましたが4月1日から今度農業委員会との併任という事、でお世話になる事になりました。農林課に来て今これで3年になりまして、色々分かりかけたかなと言う所でまた今後皆さんのご指導なり、こうして頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

会 長： それから農業委員会の事務局主査という事で松原さんに来ていただき、農林産業課と併任という事でございます、実質は小林さんの席には、松原主査が座る体制でございます、いずれにしても農業委員会とそれから農林産業課と一体になってやるという体制になった訳でございます。ではひと言。

松 原： 失礼します、農林産業課と兼務となりました新しく農業委員会事務局の主査という事で配属されました松原順二と言います。皆様には農林産業課の時代から色々やり取りさせていただいた方々も沢山いらっしゃいますので、引き続きよろしくお願いいたします。

会 長： それから、山川さんの後に梅木さんに来ていただく事になりました。佐川の出身でご

ざいます、ひと言お願いします。

梅 木： 4月1日からお世話になります梅木と申します、慣れない事があると思いますけどよろしくをお願いします。

会 長： 皆さんよろしくをお願いします。佐藤委員さんは今日は来られますか？

事務局： 欠席は聞いておりません。

議 長： その内来られるという事。早速ではございますけれども22回目の総会の審議に入りたいと思います。本日の欠席の通告はございません。佐藤委員さんはその内お見えになるという事でございます。まず議事録署名委員及び会議書記の氏名を行います、議事録署名委員は議長より指名さしていただいでよろしいですか。それでは議事録署名委員は8番の佐藤委員さん9番の清水委員さんでお願い致します。なお本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局よりお願いします。

事務局： 失礼いたします。報告事項が一件ございます。座って説明をさせて下さい。2ページをご覧ください、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地一時転用という事でございます。場所は洲河崎字〇〇〇〇、地番が〇〇〇番〇、地目が田、地積が〇〇〇㎡、転用目的が材料置場という事でございます、届出者は有限会社中島工業でございます。内容につきましては、国道181号江府道路洲河崎地区工事用道路設置工事に伴うものでございます、工事期間が28年3月16日から28年5月31日まで、期間はこのように書いておりますけれど、実は1月に皆さんには届出をしましたが3月15日までの期間が延長というような事でございます。3月15日から5月31日まで期間が伸びたという事でございます。同様に確約事項としましては工事完了後転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るという事でございます。3ページをご覧ください、届出場所の説明でございますが、真ん中の上段に洲河崎橋がございます、それで日野川が右から左に向かって流れているというところで御座います、洲河崎橋を渡りまして真ん中の左やや中央下の方に洲河崎集落がございます。その間を洲河崎集落を介しまして今町道がございますけれどもその町道のちょうど別れのところに材料置場を中島工業が設置されるという事でございます。これにつきましては県の借地、青色でしておりますが県の借地分がございます、県の借地分と言いますのは、県がさっき申しました様に高規格道路の工事用道路として町道の幅が狭いので拡幅、借地をして農地を一時転用して拡幅をすると言うような事で県の方が、以前一時転用の申請を出されて受理されたわけでございますが、その横を今度は業者が材料置場として一時転用の届出をして今回その期間が延長になったというわけでございます。そういった事で中島工業さんから届け出が出ております。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号議事国土調査法に基づく地積調査に係る地目認定について、を議題とします。事務局より説明を纏めます。

事務局： 4ページをご覧ください。議案の第1号です、国土調査法に基づく地積調査に係る地目認定についてという事でございます。場所は大字美用ですけれども小原集落の屋敷周りという所です、字がたくさん書いてありますけれども小原集落の屋敷周り、調査期間は26年度から27年度まで、地目の変更につきましては農地だったのが農地以外になったのが78筆、農地以外だったものが5筆、農地から農地が3筆でございます。詳しい内容は、次ページから説明をいたします。5ページをご覧ください、これがエリアでございます。図面の真ん中あたりに小原の集落がございます、ちょっと下の方に県道如来原御机線が走っておりまして、右側に行けば御机の方、左側の下の方に行けば南大山大橋があるというような形でございます。エリアが赤い線でぐるりと囲んでおりますのが今回の実施区域のエリアでございます。屋敷周り周辺という事で26年度、27年度2カ年で調査されたところという所でございます。この実施区域の中でピンクに塗っておりますが、ここは圃場整備済みでございますので、これは地区外でそれ以外のエリアが今回の実施区域という事でございます。まず最初に、農地から農地以外についてという事で78筆ございますが、全部は説明いたしませんけれども、主だったものだけを簡潔に説明したいと思います。農地から農地以外78筆、大部分が山裾の畑が山林化しているという所で田とか畑が原野とか山林と調査後はそうなっているという所でございます、地積は現況主義という事でございますので、山裾の畑が山林化して、植林をしていけば山林、雑木は原野という訳で、そういった現況地目の方を変更されています。次のページをご覧ください、7ページも大体同じように畑が原野とか山林になっているという所でございます。次8ページをご覧ください、8ページで特に、上から5行目ですね、調査前が〇〇〇番の〇という事で、調査後につきましては2筆に分かれているという事でございます。〇〇〇〇さんの所の調査前地目が畑だったのが、調査後にこの地番が2つに分かれて、原野と宅地になっていますよという意味合いでございます。その次の〇〇〇でございます、〇〇〇〇さんの所の調査前が田であったのが、調査後は宅地に変わっております。面積の方も、〇〇〇㎡から〇〇〇.〇〇㎡とかなり大きな宅地面積に代わっているわけでございますけれども、この理由は、もともと田んぼの横の方に赤線がありまして、現況は宅地になっていますけれども、その時に赤線を移動させて、赤線をずらして宅地が建っていると、赤線が真ん中だったのが、隅っこの方に行っているというような事で、そういった意味合いで赤線をずらしたので、宅地面積が多くなりましたという事でございます。当然その分赤線の横にあったもともとの宅地の面積は少なくなっていますのでオールトータルすると合っているという事で、調査前の宅地はここには出ませんのでそっちの方は少なくなっているという様な意味合いでございます。続きまして9ページをご覧ください。ここで上から4行目、〇〇〇〇さんの所です、〇

〇〇の調査後は〇〇〇-〇〇になっているところですが、これにつきましては、調査前は畑でしたけれども宅地になっている、これは農機具小屋という事で駐車場等々を兼ね備えた農機具小屋という事で宅地に代わっているという事でございます。それからその次に下から4つ目、調査前が〇〇〇、調査後も〇〇〇、所有者住所も〇〇〇番地という事で、〇〇〇〇さんの畑が宅地になっている、こういった所はもともと非農地証明的なものでございまして、現況が宅地の場合でずっとなっている。住所地番とイコールでございまして土地所在がもともと宅地になっていたと、それがずっと何十年もなっていて非農地証明をせずに今回の地積で変わりましたよ、というような事で面積が若干増えてますけれども、そういった意味合いで畑が宅地になっていという様なケースでございまして。非農地証明をせずに地積でこれを変えたという事でございまして。9ページの一番最後と10ページの一番頭でございまして、〇〇〇〇さんですけれども、これは畑が宅地になっているんですけれども、2窪畑があったのが宅地が1つになって、2筆を1筆に合筆したという様な意味合いで畑2つが足して〇〇〇.〇〇㎡に地積が変わった合筆の事例でございまして。11ページをご覧ください。11ページにつきましては、上から2段目からずらっと内務省で田、調査前が田、調査後も田で、黒刈り面積はないと成っておりますけれどもこれの意味としましては、登記は田んぼでして内務省が所有者です。現況は道路です。境界が未確定なので地目はそのまま田しかできません。地積はありませんという様な意味合いでございまして、実際は田、なんですけれども現況は道路という様な事でございまして。12ページをご覧ください。12ページの上から4番目〇〇番の〇、〇〇〇〇さん地目が調査前は畑、調査後は宅地という事です。調査前よりもかなり面積が〇〇㎡から〇〇〇.〇〇㎡と増えております、これにつきましては屋敷周りです。屋敷周りの畑の部分を宅地に取り入れられたという様な事で、そういった形で現況が畑ではなくて宅地になっているという事で、〇〇〇.〇〇㎡合筆という事で増やしておられます。13ページをご覧ください、13ページにつきましても上から3番目以降も同じく内務省田ですけれども、境界が未定の為地目は道路にしていなくて、田で、その代わり地積は分かりませんが道路ですよという意味合いでございまして。以上が農地から農地以外になった78筆でございまして。14ページをご覧ください、今度は農地以外から農地になった箇所です。5筆ございまして、これにつきましては、現況が作付けをされていると畑ですよという事で、すべて作付けをされているので畑という事で、調査前が山林とか原野とか宅地でありますけれども、畑になっております。これが5筆ございまして。15ページをご覧ください、最後になりましたけれども、農地から農地、これは具体的に言うと調査前が田だったのが畑に変わった、という事でございまして。これの意味としましては、田に戻れないので畑、畦畔もないし水路もないという様な事で現況は畑ですよ、という様な事で農地から農地ですけれども、田から畑に変わった、地積を変えたという事でございまして。図面がA3番で全然見えないと思っておりますけれども、こういった形でございまして。図面を説明しますと、水色のところが除外地、ピンクの所ですね、16ページで行きますと水色になっているところが地域外、圃場整備済みの所です、赤が農地から農地以外になった所、紫が農地以外から農地

になったところ、緑が農地から農地田から畑になったところという事で、原本は農業委員会にございますので、また見て頂ければと思います。それが16、17、18ページと3枚境界地が違います。そういった形で今回地積の地目認定という事です。先程佐藤誠委員さんが急遽欠席という連絡がありました。

議長： 議事録の署名委員をずらさせていただきまして、10番石原委員さんお願いできますか。議事録署名委員を10番石原委員さんに交代します。地積調査に係る地目認定の説明を頂きましたが、委員の方のコメントを頂けたらと思いますが、谷口委員さん

7番： 小原地積調査を致しまして、立ち会ったところ、畑とか田とかが荒れて山林化してしまう様な所がたくさんありまして、了解の上に畑から畑とか、宅地になった所は個人的に了解をいたしておりましたので、この様な届になっております。よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。それではこの件につきまして質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。前回、下安井の地積もこういう形で審査してもらいました。同じ方法でやっておられると思いますので、よろしいかと思うんですが、他に何かございませんか。

13番： ちょっと1点だけ、私のところで、現況確認とかをしてないんですが、地積調査する時には現況確認はどのようなメンバーで？

7番： 地積調査は手を挙げたところから地積調査をさしてもらいまして、初めは委員さんを決めることです。最低6人くらいは委員さんを決めてもらいまして、測量屋さんとか役場の地積の係の方に説明をしてもらいまして、3年目ではっきり地図になって法務局に届出されます。1年目、2年目は現地確認、地図の確認がありますので、その時に集落の皆さん全部、個人的に地図を見て確認してもらって、間違いがないかあるのか、境界線が間違っていないかどうか、確認してもらって、それで良かったら判をもらって今年が終わりました。今度来年は法務局へ届出を提出して完成です。1年くらいが一番大変です。現地確認をしないといけないので、隣接の杉谷や美用の隣接がありますので、それも全部立会いをしてもらってしたものです。

13番： ありがとうございます。

議長： 下安井の場合は、山林に入っているのですが、山林の現地確認とか、立会が大変でございまして、年寄りがずっと上がって行かないといけない、委員さんは6人構成でやっています。それと地権者の方とでやっています。

11番： 分からないんですけど、内務省というのがありますが、これは道路になったという事で、道路で切り替えできちんとできるものですか。

議長： 前もしない所もあって、それは今度そうになっているのはおかしいのではという話をし、今度やられるんですか。何か前ありましたが。

事務局： これはかなり古いから内務省になっている。明治の。

11番： もう変わっとるんでしょ。

事務局： たださっきも言いました様に地積が確定できてないので、地積が確定されたらどうなんでしょう。たぶん地目を公衆用の道路にされて、県なりなんなりにされると思うんですけど、地積が確定せれてないんで、境界が未定だからという事でそのままになっていると思います。

7番： これは私たちが言っても聞いてもどうにもならん。誰かがしないと、現状のままで結局届をするので地積は変わらない。

11番： 田んぼではなく、道路になっているのでは。

7番： 道路になっているけど変えてはもらえてない。明治くらいの地図。

11番： 今度は変わるのかなって思って。

7番： それはわからん。完成してみてもどんな風にしなるか。この辺は、定かではない。

11番： まあ関係ないって言えば、関係ないかもしれんけど。

7番： 買い上げてしまってるから。

11番： 田でなしに道路であれば良い。

7番： 道路、県道になっている

議長： 何かちょっとこの書き方も道路と言いながら、現地確認不能とかになっているのでこう言う表現になるのですかね。

事務局： 地積が確定すれば道路になるとは思いますけど、でも地積が確定しないからそのままに

なっている。

議長： これで出すわけでしょう、ホームページには。

事務局： これで出します。

7 番： これが局に行くわけだ。ここには道路っていう言葉が一言も出てないから、一般県道になっているので現状はどうなっているのかな。

11 番： 名前が採用されて変わるのかな、はいわかりました

議長： 今度小林さんは建設課の方でその辺を担当になれるようになったら教えてもらおう。他に意見はございませんか。無いようでしたら議案第1号国土調査法に基づく地積調査に係る地目認定についての賛成の方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成ですので原案のとおり承認します。続きまして、議案第2号農用地利用集積計画(案)について、を議題とします。事務局をお願いします。

事務局： 失礼いたします。19ページをご覧ください。農地の利用集積計画(案)でございます。20ページをご覧ください。今回は6件出ておりますけれども、新規は5件でございます、5件の説明の方をさせていただきます。21ページをご覧ください、整理番号40番です、耕作者は〇〇〇〇さん、所有者は〇〇〇〇さんでございます、美用の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇番地の田〇、〇〇〇㎡水稻5年間で物納30kgでございます、これは全くの新規でございます、場所は小原から美用に行く圃場整備内道路の真ん中辺りのような所でございます。続きまして整理番号41番、耕作者が〇〇〇〇さん、所有者が〇〇〇〇さん、東京の方でございます、西成地区でございます、場所は吉原〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇番地の田、2筆で〇、〇〇〇㎡5年間水稻物納30kgでございます、これは平成27年12月31日まででしたけれども、その後利用権が切れておりましたので、この度新たに利用権を新規で結ばれたと言う事でございます。西成の溜め池の上の方の田んぼでございます。圃場整備の田んぼという事でございます。それからその次整理番号42番、耕作者〇〇〇〇さん、所有者〇〇〇〇さんでございます。美用〇〇〇〇〇〇〇番地田〇、〇〇〇㎡水稻5年間物納30kgでございます。これにつきましては、〇〇〇〇さんの所の息子さんですけれども、〇〇〇〇さんは経営移譲年金を貰われておられまして、その息子さんに移譲されていた訳なんですけれども、その〇〇〇〇さんがお亡くなりになられたという事でございます。28年の3月まで利用権を結ばれていましたけれどもお亡くなりになられたという事で、その後、〇〇〇〇さんの方に経営移譲が返ってきますと年金がストップになりますので。奥様ですけども、〇〇〇〇さんの方でと言う様な事でございます。場所は美用の集落の下のあたりでございます。それからその次、43番、これも同じく〇〇〇〇さんが利用権設定を受ける者、利用権設定をする者は〇

〇〇〇〇さん、〇〇の方でございます。これも同様に、〇〇〇〇さんが経営移譲でされておられたんですけれども、お亡くなりになられたという事でございますのでやはり名前を変えて〇〇〇〇さんという事で変えております。美用の〇〇及び〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇合わせまして2筆で、もう1つありました〇〇〇〇、〇〇〇〇、3筆ございます。〇、〇〇〇㎡10年間の水稻無償という事で使用設定でございます。その次22ページをご覧ください。耕作者が〇〇〇〇さん、所有者が〇〇〇〇さん〇〇の方でございます。たくさんございまして、美用地区美用の集落周り、集落と県道の辺りでございます、合わせまして11筆〇、〇〇〇㎡でございます。ちょっと色々と変えておられますが、上が5年間ですね、美用〇〇、〇〇〇〇-〇番地が5年間水稻で30kgの物納、後のつきましては4年間で水稻同じく30kgで物納という事でございます。これにつきましては〇〇〇〇さんが経営移譲年金をもらっておられましたがまあお亡くなりになられたという事ございまして、年金絡みが今度は消えたという事でございますので美用集落、〇〇〇〇さんの方で耕作の方をされているという所でございます、美用集落及び県道周りという事で11筆でございます。それから最後は再設定でございますので説明を省かせて頂きます。次24ページをご覧ください、利用権設定を受ける者の農業経営の状況等でございますが、皆さんトラクター等を持っておられます。それと41番の〇〇〇〇さんにつきましては、高齢という事でございますけれども、息子さんが協力されて、返られて耕作をされるという風に聞いております。こういった形の経営状況という事でございます。足りない農機具につきましては、集落営農とかそういった組織に借りられて転用地の耕作をされていると聞いております。以上でございます。

議 長： それでは担当地区の委員さんからコメントを頂くわけなんですけど、40番と1つ飛んで42番からは谷口さんになりますかね。41番は清水さんですか。41番を先に、1つですから先にお願ひします。

9 番： 41番ですけども、〇〇さん、以前役場におられた〇〇さんのところで、住人が居られんような事で、〇〇〇〇さん、息子が土日祭日返ってやらしてもらおうという事でよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： ありがとうございます。残り全部谷口さんよろしくお願ひします。

7 番： 今の小原の〇〇〇〇さんの分につきましては、〇〇〇〇さんの親父さんが亡くなられてまして、もう田んぼをよう作らんという事を言われまして、〇〇〇〇さんに頼んで作ってもらう様に致しました。まあ圃場整備はしてありますので、荒かすのがもったいないので引き受けていただきました。美用の〇〇さんについては、前は作られておられた様ですので名前が変わったという事でよろしくお願ひ致します。また〇〇〇〇さんにつきましては、親父さんが亡くなりまして、以前は〇〇さんが作られておりましたが、今回設定をして頂きまして、息子さんに会いに行きまして、〇〇さんが全部面倒を見ると言

う事でございますのでよろしくお願いいたします。

議 長： はい、ありがとうございました。

13番： 1点だけ、44番の〇〇さんの所ですけれども、美用の〇〇という所で4年と5年がありますが利用権設定が、何か意図がある訳ですか。

7番： 別に意図はないですけれども、初めてですんで5年という事にしまして、それでしてもらいましたので、よろしくお願いいたします。

議 長： よろしいですか。他に何かございますか。それでは他に意見がございませんので、議案第2号農用地利用集積計画（案）について賛成の方は挙手をお願い致します。ありがとうございました。賛成ですので原案通り承認いたします。これで今日の議事は終わりましたので、その他に入ります。次建議は付いておりますけれども、建議につきましては、4時位に町長がお見えになってから始めたいと思いますので、他のその他を先にしたいと思います。2番目の江府町男女共同参画審議会委員の選出について、これは。

事務局： それでは、その他という事で、まず最初に、江府町男女共同参画審議会委員の選出と言う事で、33ページをご覧ください。一番最後です。33ページ、審議会を活動を中心にして活動されているという事でございますけれども、この度審議会委員として農業委員会から1名、推薦の方をお願いしますという事で、江府町長から来ております。任期は2か年でございます。28年4月1日から30年3月31日までですけれども、2か年位をめどでお願いしたいなと考えております。以上でございます。

議 長： これは選んで報告するんですか。

事務局： そうです。

議 長： どなたか手を挙げて頂く方は、いらっしゃいませんか。30年ですと、来年メンバーが変わった時にはその時で。

事務局： 29年の7月までは同じメンバーでという事で、それ以降はまた新しい人で。

議 長： また新たに考えるという事で。

10番： 今まで私はちょっとやっていたんですが、任期が切れたという事です、今度4月に召集が来てたけど、日野郡の分で何か会議があるような。

9 番： それは農業委員としての

10番： 推薦という事で2年間やってたんですけど、まあ文化祭で寸劇したり、あんな事をする様です。

議長： 引き続きやって頂くわけにはいかないですか。

10番： ちょっと無理ですな。

11番： 頼みますわ、今までやっておられたのでお願いしましょう。もう2年しなくても、来年の7月で終わるので。

12番： もう期間も少ないし、留任だ。

全員： 留任をお願いします。

議長： そういう事をお願いします。次回の総会並びに農地相談会について。

事務局： そう致しますと、1ページをご覧ください、今回議案が少なかったので、時間がかなりスムーズに行けたと思います。次回の農業委員会総会でございますけれども、日時の方が5月10日9時半でどうでしょうか。宜しいでしょうか。

12番： 百姓が最中じゃあないか。

事務局： そうですけど、これ以降になるとちょっとまた具合が悪くなりますので。若干ずらす事は出来ますけど。

11番： 若干ずらしてもどうせ5月は誰も忙しいので。奥の方が済んだと思えば、下の方が撒くだろうし、いつだったか時間をずらしてやったことがあった。まあやってしましましょう。どうせしないとイケない。

議長： まああの頃は全体的にどちらに転んでも忙しいんで、取り敢えずこの日でやるという事で、都合の悪い方は仕方がないので。

事務局： 5月10日でよろしいですか、では5月10日9時30分予定をさして頂きます。場所はここ場所です。それから次回の農地相談会ですけども4月27日水曜日1時半から4時という事で、松原会長、長尾委員さんをお願いしたいと考えております。宜しいでしょうか。

議 長： わかりました、長尾さんよろしいですか。

事務局： 事務局の方としては以上です。

議 長： それでは、建議を残して終わりましたので、町長がお見えになるまでしばらく休憩とします。

議 長： 町長がお見えになりましたので、ただ今から先般12月だったと思いますけど、建議しました内容につきまして、町長自ら説明をしていただくこととなります。町長、年度初めのお忙しいところありがとうございます。話をお聞きしましてから、ざっくばらんに意見交換が出来たらという風に思っております。どうぞよろしくお願ひします。

町 長： 失礼をいたします。皆様方3時からだったと思いますが、総会大変お疲れ様でございます。日頃から江府町の機関産業である農業に関しましては、いろいろご尽力いただきましてありがとうございます。また、今耕作がなかなか出来ないと言う様な状況の中で、中間管理機構等もできまして、いろいろ請け負って頂いたり、農作業を請け負って頂く様な形、また耕作をしていただくと言う様な形で、またご指導を頂いている事と思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。ご承知のように、本町でも50aという線を引きましたけれども、自分の農地以外に困っておられる方の農地を積極的に展開頂く方については僅かではございますけれども町の方からご支援を申し上げて、これは金額というよりは、お世話になっております、ありがとうございます、という思いを込めての制度という事で、昨年から実施をさせていただいております。当然継続しながら少しでもお役に立てたら、という感謝の気持ちを表していきたいと言う事で28年度も予定をしております。さて、昨年、年末にご建議を頂きました。毎年ご建議を頂いているわけですが、その中につきまして、担当課長含めて、回答書という事で、配布をさせていただいております。十分な回答になっているかどうかは別といたしまして、それぞれにつきましてお話をし、意見交換をして、新たな農政でも実施できればと思ひます。ただご承知のとおり、私自身も、今期末7月末を以って任期満了となります、三期12年お世話になって来た訳でございますけれども、区切りをさせていただく事に、明言をさせていただいております。新聞報道等によりますと、新たに立候補の予定という事で、新聞等で発表されておりました。また新たな指導者が決まる事と思ひます。まあそういう中で今日のご回答の中について十分な約束が出来ない所もござひます。そうは言いながらきちんと引き継ぎ書という事で、引き継いでいくこともできますので、皆さんの意見も聞きながら整理をして行きたいなという風に思っているところでござひます。本当に12年の長きにわたり、皆様方には大変にお世話になりました事、この場を借りまして御礼を申し上げたいと思ひます。7月までは一生懸命まだ走っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そうしますと座って説明をさせていただきたいと思ひ

ます。まず圃場整備の実施水田の湿田の対策、これは正直言って各地で起きております。年数が経っているという事もありましょうし、秋の作業を見てみますと、刈り取った後コンバインが相当はまり込んだ場所、全体というよりは一部の部分もあろうという風に思います。この中では、担当課が書いてくれておりますいろんな制度がある訳でして、当然受益負担は付いてまいりますし、町負担も義務的な部分もある訳でございます、どうしても予算の範囲内という事が議論になろうかと思えますけれど、それぞれの実態に合わせたやり方という事で事業に沿うものがあれば積極的に手を挙げて見て頂く事も必要ではないかとも思います。ただ中には小規模な状況もございますので、多面的機能支払制度という制度もございますので、その中の共同活動化、長寿命化というような事での対応も可能だと思えますので、皆様方で連携して、集落の中で連携して実施いただければという風に思う所とところです。私の久連地区におきましても、この春を見てみますと重機をリースされて自分で真砂を入れて、均したりしておられる人もあるようです。残念ながら久連は多面的には入っていませんので自分の自腹で頑張っておられる農家もあるという事も事実でございます。そうは言いながら規模によって選択をしていたいただいて、農林産業課の方に相談を頂く様にご指導もしていただいて、相談をいただければよろしいかと思えます。まあ全部が全部よしという訳にはいかないとは思いますが、相談にはお乗りをしながら対応できる部分でやっていければという風に考えております。それと下蚊屋ダムの水質汚濁にも出てまいりますけれども、汚濁防止の為に今ヤマカワプログラムという事で一生懸命勉強を農林産業課でしております、これは土壤の排水性を向上させるという1つのやり方でございます、まだまだ十分な結果がどうなのかという事は難しいと思えますけど、新たな方法として、こういう方法も土地をひっくり返したりしなくても出来る方法という事が1つ検討材料として出てきておりますので回答書の方にも書いております。合わせて、転作は平成30年で変わってくるわけですが、まあ言えば、1、2年休ませて見ると、転作との輪作的な部分と言うものも必要なのかなという事もやってみる価値というのはあるのかなという風には回答書の方に書いております。後程皆さんからもご意見等をうかがってみたいと思えます。取り敢えず建議書の方に対する回答とちょっと通しで、申させていただきます、後程フリーで話を聞かせて下さい。農畜連携の推進について、でございますが、秋まきにつきましては特裁の環境保全型農業という事で、堆肥を散布するという事でございますので、具体的な数字が出ておりますが、115tの堆肥が消費できたという事でございます。しかしながら、一番の悩みは冬場から春にかけての状況については、なかなか春まきがございません。水田というよりは春まきは畑という部分だと思えますけれども、そこが1つの悩みのネックになっているという風に思います。ただもう1つ心配しているのは、過去の堆肥の品質と現在の品質は格段に変わってきています。しかしながら農家の相手の世間話によりますと、当初頃の堆肥の状況がどうしても話題になってしまうという事で、今の堆肥の状況が良くなっているという事をしっかりPRをして使って頂く様な形に持っていく必要があるという風に思うところでございます。合わせて単価的な問題もあろうかとは思いますが、本町はこの近辺では一番安い単価で従来よりやらせていた

だいています。一番わかりやすいのは定価を打って町がいくら補助して、いくらに下げましたよというのが一番わかりやすいかもしれませんが、元々が単価を落としております、散布までしていただいてトン当たり4,320円という事で、日南町は7,560円。定価で2,700円の補助を出しておまして町が結果4,860円という事で農家が散布をされると。ですが結果として本町は日南より安くございます。約500円程安く今は散布をしていただく状況に至っておるところでございます。単価設定のやり方という事もありましようけれども単価的にはほんとに安く運用してもらっているという事だという風に思います、その分ちょっと農業公社がづらい部分がございます。中間的な費用が下げたから、運営上どうなのかなと思います。そういう事を考えますともうちょっと春部分と秋部分の堆肥を分けて良いのか分かりませんが、もうちょっと町が明確な補助を出して価格を利用できる価格にしていくと手法も検討の余地はあるのではないかなという風に思うところがございます。それと合わせて、使っていただいて、今の品質が随分いいねと言うPRの仕方は広報ばかりではなくて、単年度の町の財政支援を行ってどんどん使って貰ってよいという感覚を受け取って頂く、1つの単年度的な対応もPRとしてのやり方も必要ではないのかなという風に現在思っているところがございます。具体的な部分はまだしっかり詰めてはおりませんが、思いとしてはそういう事もあるのかなという風に思うところがございます。当然堆肥冬場の分、春に、はけないという事であれば環境面やいろんな面で影響が出るという事での心配も当然付いている訳でございます、何とか工夫を重ねてみたいという風に思います。現在の所江府町では、みなさま方ご承知ですけれども、畑作というのがあまり振興されていません。今水田も含めて白ネギが一番中心で動いておりますけれども、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんの所でも使って頂いているようですけれども、大変ありがたいと思っておりますし、一番いいのは〇〇さんに使って貰うのが一番いいのかなと思いますけれども、〇〇さんは〇〇さんで自分のところで草を中心にした堆肥を境港の方から持ってこられてまかれるという事です。何か少しでも混ぜていただいて、使って頂けると言う様な事が可能になれば、春分が結構消化できるのかなという様に、一度は等価を含めて〇〇さんに相談してみるのもいいのかなとちらっと考えているところがございます。最後の3番目には、下蚊屋ダム湖の水質汚濁についてですが、水質汚濁基本的に言いますと、上流部〇〇地区の〇〇さんが中心でございますけれども、畑作農業の振興によって生まれ出ているのが現状でございます。今色々と国はダムの中の汚濁の状況を調査していますし、役割分担をしております。そして県、町で上流部の畑の方にグリーンベルトなり先程のヤマカワプログラムつまり雨が降っても地下に浸透してくれる水があれば黒ボクの流出が抑えられるという事もございます。それから畦畔をグリーンベルトで囲って、黒ボク自体が流れないという手法という事で具体的には動いております。ただ一長一短に解決できる問題ではございませんので、また下蚊屋ダム下流域で水路で取水されて水田を作っておられる皆様には大変ご迷惑をかけているのは現状でございますけれども、一生懸命やっているのは事実でございます。多少ご迷惑は承知のうえでございますけれども、少し時間を頂きながら見守っていただくようお願いをしな

きゃいかんという風に思っております。実は、下蚊屋ダムが出来るまでは俣野用水発電所ダムでも起きた現象でございまして、基本的には黒ボクが沈殿すれば良いんですけども今まで大水で流れておったものがダムで塞き止められて停留すると、それと黒ボク自体が沈まない、浮かない、中間層にありますので中々処理が難しいと言う様な現状でございまして。そうしますとやはり上流から流れ出ない、より流れ出る物を少なくしなきゃいかんという事での目標は定めている訳でございまして。そういう事で具体的に〇〇さんの協力も得ながら、グリーンベルト先程も申し上げました。そしてヤマカワプログラムという水が浸透しやすい地質を作っていくという事に努力をしているところでございまして。重ねて、になりますけれども、一生懸命今取り組んでおりますので、多少長い目で、ご迷惑をかけるのは承知でございましてけれども、見守っていただく事も必要ではないかなという風に考えておるところでございまして。以上建議に基づきます回答は、具体的な言葉は文章で書いております。そういう事を含めてご意見をいただければ、またご提案ご意見等を含めて聞かせ頂ければありがたいと思います。

議 長： ありがとうございます。町長から4項目についていろいろご説明いただいて、なんとなく全体的に明るい様な内容の回答ではなかったかと思いますが、今みなさん何か聞いて見たい事がありましたら、ざっくばらんにこれから意見交換に入りたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

1 1 番： 実は、わたくし昨日下垣さんの所に堆肥を貰いに行きました。そうしましたら堆肥舎の側に屋根があってモーターの回る音がしてこれは何なるものですかと聞いたら、積んである堆肥の中にエアーを送り込んで、そこで発酵させてと説明されるのには、温度が100度近く上がると言われて、そういう説明を聞いたものですらそうすると今までは、下垣さんの肥は見たことも無い様なアメリカから入る牧草の草が生えると言う様な話を随分聞いていましたので、100度近い温度になったらそういう種は死んでしまうじゃないかなと言いましたら、おそらくもうそういう物は生えんだろうという説明を聞いて、その切り替えてもらった次の所に置かれたものを我々行ったら貰う様なかたちで、前のイメージより随分違うようです。町長さんがいつも言われますように、そういう事は皆さん分からん様でして、とにかく美用の肥は草が生えて敵わんぞと、見た事の無い様な草だぞ、粟のような穂が出るぞ、随分言って今まで来たんですけど、やっぱり話を聞くとそういう物を解消されているようですので、町長さんも言われるように、そのあたりもしっかりPRする必要があるなと言うように思って昨日は聞いて帰った所です。

町 長： それと、堆肥はたまたま伯耆町の森安町長さんと懇談をした時に、競馬で成績もなかなか良いようですが、大山ヒルズ、馬ですね、馬の堆肥、馬糞が出ていまして、あすこも馬糞の処理に困っています。ご承知のように馬と言うのは外来の牧草を食べませんので、今、境港で処理というか散布をして処理しているようですが、そしたら話をており

ましたら、もしいけばタダで運んでやるぞと言う様な話もありまして、現場に話を繋げただけですけど、下垣課長、伯耆町の馬糞を下垣君の所で混ぜて乾燥度の高い物に持ってくると、言う様な事で、ちょっと説明をして下さい。

事務局： 平成26年10月度から伯耆町大山の馬糞をして今までは言われていた様に、ある程度機械できちんと切りかえた物だったら良かったと思うんですが、切りかえしが旨く出来ていない。水分の多いきちんとすいていない物にそういう物が有ったんで、ちょっと風評被害というかそういう物が流れてきたところで、今は非常に水分の方もなくなって、特に臭気の方が無くなってですね、昨年秋に実際に成分検査に出して、非常に成分的にも良い結果の報告を頂いております。今後、去年秋にもここにおられます見山委員さんが会長になってもらって、日野特裁の堆肥を色々やっていただいて、今後その辺のところをやっぱり良いぞと言う様な声で皆に広がれば、やっぱり一番使った方が良かったと言うのが一番。役場が良い、良いと言ってもどうせ役場は信用できんという訳ではないですけど、そういう所から言われるように、使った生産者の方が口込みで広げてもらうのが一番良いのかなという風には思っております。

2 番： まだ成果は出てこない、初めて使った。以前わたしも使ったけど、さんだがなかった。わけのわからない草が生えて5、6年使ったけどやめて鶏糞をずっと使った。補助金が出る様な事になったので、初めて今度使うようにしたけど、どうなるか今年試してみないとわからん。生えなければよいが、熱処理してるって聞いたけど、どれだけの熱処理しているのか全然分からない。

町 長： 堆肥の方も乾燥度はサラサラしていましたね。

事務局： 現実的には、製品よりちょっと落ちるんではあるんですが、美用、小原なんかはかなり、実際、田んぼに振ってまして、そんなに変なひえが生えとるというのはあまり聞かないし、私の方も田んぼを見てもそんなに目にしたことは最近はないです。

2 番： 以前より水分も少ない。乾燥している。良いかなって思ってたけど、今年どんな成果が出るか、

7 番： 毎年振ってもらうけど、初めの頃は畑にひえが株になるほどすごく生える。背が高いとこれくらい生える、株になって。株からこれくらいになると真っ赤、それが点々、よけいに目立つ。背が高い余計に目立つので、ひえとは全然違う。米子の方も畑のひえだと思っけど、すくもに混ざってきたかも知らん。多分。

町 長： どうしても外国産の餌、牧草を使おうので、どうしても、そういう物がきちんと先程も一二三さんもおっしゃった様な、熱処理が出来て殺せばいくら入っていても堆肥とし

ては、出てこないのでは。

7 番： 分解して、熱で腐ってしまえばね。

9 番： 100度で焼けばもうそれはどうにもならないでしょう。

11番： 行ってみると切り返される処理されるもの意外に相当な袋がある。あれを利用する事を考えたら。

町長： 当然機械も次々改良して入れられておりますのでね。

11番： 大分堆肥はたくさんあります。

7 番： 冬場の分が溜まるが、その分がなかなか秋にたくさん出れば、冬の方がある程度囲えるけど、どうしても秋までに冬場の分を囲えるようにしないと、なかなかその辺ははききれない。

13番： 今の水質汚濁の件ですが、この件は長年の検案事項ですけど、今回回答書を頂いたわけですけど、県内でも、東部の方は、千代川ですかね、あちらの方も聞いていますけど非常に難しい事を聞かれまして、これにつきましては時々私は農業委員やなんかで相談を受ける訳ですが、これどうなってるって時々、その時にこの回答書を見させていただいたんですけど、中々もうひとつ理解できないわけです。英語のこういう表現が多いわけですから、グリーンベルトとかご存じの人にはすぐわかるかもしれませんが、サブソイラー作業とかいろいろなことが書いてありますね。ちょっと分かりづらいですけど、もう少し時系列的に何年にこうするから、何年にこうするからと言う様な感じで、ちょっと分かりやすい表現で回答していただいたらある程度やっぱり今までいろんな事で心配される方が、こういう問い合わせがあった時に今こういう形でやっているからという事で説明できると思うのです。その辺の事をして頂ければな、と思うわけですけど。

町長： 基本的には黒ボクが出ないように作業をしておりますという事です。元を立たねばこの問題は解決しません、ですからまあ言わば集中豪雨があった時に黒ボク、つまり牧草地なら問題ないわけですね。一時気落ち着いたのは俣野ダムから、下蚊屋ダムが出来る間この問題は起きなかった時期があります。それは御机、下蚊屋の大根の生産を止められた畑地が牧草に返ってきた。草場に帰った、だから止まったわけです。しかしながら現在その後は、岡野さんが大根という部分で畑をトラクターで興して苗を用意される。畑に興した為に雨が降れば黒ボクは軽いですから、浮いて下流域に流れる。ですから今の作業はサブソイラーとかいろいろありますが、それは出来るだけ水が浸透する様に黒ボクが浮いて流れないようにする為であって、全体的な作業では黒ボクの流出を止める

ために今努力をしていますよ、と言う風にお考えを頂きたい。その方法がたまたまサブソイラーで水を浸み込ませる。それからヤマカワプログラムとは土質を柔らかくして表面に浮かないで地下に水が浸透していくという様にと言う方法、それともう1つグリーンベルトは畔を付けましょう、畔を2メートル畑のぐるりまあ言えば下流域ですね、下がった部分にグリーンベール、2メートルの緑の草場を作りましょう。そしてそこで黒ボクが流れないように止めてしまおうと、言う作業をやっていますという風に理解していただきたい。

5 番： 今の播種ってここに書いてあるのは何か撒くんですかその畔は。

事務局： グリーンベルトととうか芝です。実際この辺ではないんですが、群馬の嬭恋なんか非常に良くやっておられる所でこちらの方もそこで黒ボクが流出して下流のダムが黒ボクでいっぱいになる。それで嬭恋では1つの組織を作られて汚濁対策で一応グリーンベルト等で全部止めるという事は出来ないんですが、いくらかでも軽減はされて効果が上がっているという事で、26年に県の方が現地の視察に行かれて、うちの方は26年から鳥大の方にお世話になって実証実験のモデル圃場を作り、ある程度そこでデータも利用して、実際去年の秋から種を撒いて今年には生えてくるという所です。

2 番： そのダムの関係で黒ボク類ばかりではないです。我々の心配は、肥料や消毒で、連作障害の無いためには農薬年々きついのを使っていかないと大根ですので、なかなか良い大根が出来ないと思うので、肥料、薬の事があります。その辺を特に宮市原では全部田んぼ、生活用水もありますので、それで心配しているんです、夏場になればダムの色はとんでもない色をしていますし、黒ボクばかりじゃないですね。その辺の心配をいろいろするんですが、黒ボクばかりならそんなに心配はしないんですけど、農薬の事がありますのでそれが心配で。

町 長： まあおっしゃるようにダムでせき止めますんで、結局肥料、農薬心配される。決して使ってないわけじゃないんで、それは当然雨と泥と、雨によって泥と一緒に流れる。だからダム低で溜まって高富養化、栄養素が高くなってきて暑い日には藻が生えてという事だと思います。基本的にはやっぱり流さない事、それと、これは特に宮市原さんには公表すべきだと思います。どういう物を使っているかという事が、一応サントリーが下流域に工場を持っていますので、やはりその地下浸透がそんなに地下に潜っていませんからサントリーには影響ないんですけども、だけどイメージ的な問題がありますので、それを調査しています。また状況によってはその情報を公開して皆さんが安心できるものを、安心していただく、まあちょっと心配なものはどれなのかという事はちょっと調査して見たりですね。

2 番： わかりました。その辺をお願いしたいと思います。それから、去年特に田んぼが秋に

やおかった。まあ我々も秋作業に行くのに2度も3度も行って入れず帰ってきたことがあるんですけど、これを見れば湧水とか、暗渠排水が載ってますけど、これは直ぐやってもらえるのですか。それとも順番があるのですか。

町 長： 基本的には、具体的に農林産業課に相談していただくと、当然予算規模もありますから、全部しようと言っても予算がかかります。だから、状態によっては厳しいところは工事しないと守れんという所と、それから多少まあ言えば、排水状況をもっと早めにしてもらうとか、水落としを。そういう営農作業の中で出来ること。順序がそれでおのずと出来てくると思いますけど。

2 番： 今私もしているのが、雨が続けば湧水が出て田んぼの中で湧いてくるのですが、その処理を今年早めて様子を見ようと思っているが、大方三反を、どんな事になるのか。まあ私の所と渡辺さんの所がそれこそ米の撤去もやっぱり水が浮いて出たりします。山下がり、それを湧水処理で何とかせんといけないかと。今年様子を見てと思っているんですけど。

町 長： まあその辺を具体的にまた農林産業課で現場を見てもらって、これはまあ暗渠排水がいいのか湧水、溝切で水路を別に作った方がいいのか、僕も詳しい事は分かりませんので農林産業課に言ってもらって現場を一緒に見たりして、まあやるとすればどれが一番適当なのか、まあそれによって事業費の問題もあって、どう言う事業を取るかという事が違ってきますので。

1 3 番： 町長さんちょっといいですか。地域農業振興農地維持を図る農業法人が新たな従業員の雇用に助成金制度を創設します。と書いてありますが、助成制度というのは今の範囲内で分かっていることを教えて下さい。

町 長： 下垣課長ちょっと説明を。

事務局： 32ページです。基本的には農業法人等が新たに従業員を雇用された時に、助成制度を、実は27年度から地方創生事業でやっております、今年度は地方創生の加速化交付金ではマッチングしないので、28年度では一般会計の事業の中で通常の農林の方で引き続き助成制度を設けてやっているところです。

町 長： 私の事前資料が1ページ飛んでいましたんで、今ここに置いてあった資料を見たら④がありました。だから説明してなかったんですけども、今ご質問があったのはその通りでございます。江府町まち・ひと・しごと・創生総合戦略の農業振興の推進についてという事で回答しておりますけれども、今ホームページを変えまして、特産で頑張ってみたい、という事になるとクリックしてもらおうと町にいっぱい補助制度がありますので、

県やそういうのが一覧出来る様に改良しております。ですからここで言います様には特産品開発事業、いわば6次化みたいなものですね、集落でとか女性グループでとか、農業者同士でとかと言う様な特産品も加工品の開発やそういう物をしていただく時にはご相談いただければ補助金、補助制度がありますよという事です。だからここでは、鳥取梨の新甘泉、公社の方で試験栽培しようとしています、そういう物やそれからコンニャクとかいろんな農産物を加工して出しておられます。そういう事を応援しましょうと。それからさっきご質問があった農業従事者雇用促進制度という事で、農業法人が職員を雇われる場合には応援をする方法がありますよと。創設しましたという事です。まあ加速化交付金とか交付金の名称はどうでも良いんです。ちゃんとご支援申し上げますよと言う。それから似たような事で、特産品開発が二回も書いてありますけれども、ブランド化、それで雇用促進につながる事、例えばパートでも良いです、物を作って行って自分達ではできないのでパートさんを頼んで雇用を増やすと言ったことも、良いですよと言う、

13番： 助成制度をもうちょっと詳しく。

町長： これは言ってください。3分の1とか50万とか30万とかルールがありますので、それは後程農林産業課、奥大山まちづくり推進課、これは農業以外でもありますので、具体的には何十万とか、それから県もあります。それから農業者雇用促進事業、これは経営体の支援補助事業も引き続きという事も書いてありますけれども、これは今もご挨拶で言ったやり方でございます。なんだか二回ずつ同じものを書いとる様ですけども似たような事でございます。

5番： 何だか変な文章だな。会長さん、この文章のままでは載せられない。記事には。

町長： ちょっとここだけは整理してほしいと思います。そこで、1つはお願いです、補助金があるからやる、というのは辞めていただきたい。やるから補助金が出てくるという事でお考えご指導を頂きたい。何々をしようと思ったら資金が足りないとか、いろんな事が有るんで。「あ、この助成度のったね」と自分らは10万があれば5万が補助で出るねと言う様な事を考えてもらいたい。よく相談に来られるのが、どんな補助金があるって来られる。ではなくやろうとして頂きたいという風に思いますが、いかがでしょうか。例えば道の駅を上手に使って頂きたいんです。今佐川の方でも桜は終わりましたが、桜の小路さんと言うグループが出来て、今一生懸命、みちくさに出しておられる。そういう様な形でその方たちは設備を整えるにも自腹を全部切っておられる。逆に町からこういう制度が有りますから使ってみたらどうですかと投げかけをしたんですけども、私共も情報をしっかり出さないといけないと思いますけれども、やっぱり頑張って頂くと、後からはちゃんと応援が付いてきますよという事で考えていただければありがたいなという風に思います。役場の職員も机に向かってはいけないと思いますけど、や

っぱり電話でも何でもいいです。有るか無いかは別として、こんな事をしようと思うけど応援してもらえるものは無いかとか言って、どんどん情報交換をしていただければありがたいなと思います。

1 3 番： 町長さんこれからちょっと外れるかも分かりませんが、今までが集落の元気さと言えば農業を通してそういう形でずっと進んでたと思うんですが、今現時点では大型農家と言いますか、農地集積で大型農家の方にこう移行していますけど、地域の中では小さな農業でも集落いろいろありますけど、そうするためには小さい農家でも皆元気にやっている所は今助成されていますけど、なお一層ちょっと見てもらう様な感じで。更に、地域や集落ががんばって小さく農業でも頑張っている所に更にいろいろ助成をするような形で本当に必要だと思う訳ですけど、その辺がちょっと。

町 長： 先般、鳥取西部農協の谷本組合長とも一緒になる事があっていろいろ議論しました。やはり国で進めるのはあくまでも全国的に見ておりますから、T P Pだ、なんだ、言いながら大規模農家を支援するのが国の制度。ではなくて中山間地は何十h a 買いなさいって言われても出来ないわけです。効率上。じゃあ2 h a でも良いじゃないの。1 h a でも頑張ってもらえれば良いじゃないの。だから制度を作ったわけですよ江府町でも。単当位で5 0 a というくらい作って、それはどうか頑張ってもらいたい。もう高齢化で出来ない方、まあ言えば旦那さんが亡くなって出来ない人、そういうのは少しでも頑張ってもらってと言う制度。それは中山間。まあ江府町バージョンであり、中山間と言うものは国は別として県で、県町村はやっぱり考えてますんで、まずは集落活性三人共同でもいいです。法人しなくても良いです。共同で頑張ると、だけどこが足りないね、と言えば必ず声が出てくれば支援策はあると思います。決して中山間なり鳥取県は大規模化に流れている訳ではございません。現状を見てますんで。

2 番： これとは外れるんですけど。公社は高津君が辞めたんですが、実質働くのは2人か3人でしょう。今度それぞれ高齢化になって行けばどうしても土地も管理出来ないですので、我々もどうなる分らないんですけど。公社を頼るようになると思うんですけども、今後どんな事を公社はやられるのか心配だったもので。

町 長： 私も公社で言えば理事長という、江府町長という肩書で継続してもらっている。本来は江府町長とか言うのが理事長なんかするものじゃないんです。やっぱりフリーの方でやっぱりそこに理事長としてどっぷり浸かって農家の御小言やいろんな物を受け止めるとそうやって公社の職員は。まあ農業委員さんですけども、中田君にはお世話になり浦部さんにも世話になり、高津さんにも世話になったけど、事情があって、やはりオペレーターはオペレーターで頑張りたい訳です。やって行きたいんです。ただ残念ながら今の農業公社の形と言うのは、オペレーターが農家の苦情、「何でうちのを刈ってくれんだ」と言う物凄い秋には電話が掛かる訳です。お叱りもある訳です。それを受けて

オペレーターをしておりますから、かわいそうな状況が生まれます。ですから今後は核なる理事長じゃなくても良いです、現場のまあ今は桑原、農林産業課を関わらせていますんで、スキー場と公社を持っていますけども、そういう形ではなく、独立した形で多少段取りをしながら御小言を聞いてあげる。責任的なものが必要だねという事は課題として残っております。それと合わせて、高津オペレーターがおられなくなりましたのでもう1人必要だねと、これは経営とはちょっと置いといて必要だねという事を今模索というか候補者を整理していますけれども。それと合わせて、議会ともいつも喧嘩になるんですが、公社がどうしてもマイナスになりますので、公金をつぎ込んで基本財産300万を2年割ると解散だよというルールがあります。今年も補正予算で入れさせていただきました。だけど議会で農業だけまたお金をつぎ込むかという議論に対して、私が一生懸命言うのは、農業は機関産業です。公社を維持しなきゃ農家にいちいち作業料が掛かれば民間の人でも作業してもらって高い訳です。そうすると差額は町が見てあげるよという事で農家から補助申請を全部受けてやるよりは、公社にきちんと補助をして農家の人を守って行くという形を取りたいと、だから応援していただきたいんだと、理解していただきたいんだと議論するわけですけれども。まあ商業関係の方に取ってみると農業にはという話になっちゃうんですけれども。今一生懸命突っぱねている所です。ですから公社は必ず維持しなければいけない。只一方では経営という事がどうしても出て来ます。組織化が旨くいっていませんのでそれは私の責任ですけども、今後の課題としてはやっぱり苦情や差配できるポジションの方を、人材をきちんと求めそうすればもっと公社は伸びていくし必要性は当然今後高まって来ますから、後ちょっと経営は置いとかがざるを得ないと思います。農業振興の意味では、まあそういうような事で今大変ご心配を掛けとりますけれども、私も7月までですけれども、1つの大きな課題として、引継に向けて行きたい。今度理事会が予定される様ですから、理事の皆さんともしっかり議論しながら行きたいし。もう1つ下の組織もありますし、それから作業受託をしていただく見山さんもおられますけれども他にもおられますのでそういう人の力も借りながらやはりしっかりと農業の受託をしながら、作業委託をされたい方をきちんと守って行く。それと合わせて経営で言いますとどうしても圃場整備田と圃場整備田外は単価を変えています。これはご理解は得られると思います。どうしても中山間は効率化が悪いので、平場の米子の方の作業受託とは全然効率が違いますので、まあこの辺はある程度町が補助する意味もそういう意味で高い物を農家に請求できませんから。無理なくしていますけれども実質経費は掛かる。その辺もご理解を頂きながら体制もきちんとしなきゃいかんと思っています。

2 番： まあお願いします。

13番： 去年ですけれども、四国の本山町に農業公社を農業委員と一緒に研修を受けた時もその本山町も人を2人付けたり、女性もされてましてその辺も良い例で、大変だと思うんですけど。ぜひ少しでもいい方向に行く様をお願いしたいと思うんですけど。

町 長： もう1つは、江尾も頑張っておられる。この度杉谷がかがやきと言う農業法人を作られました。ですから集落で三人共同とか法人なんかされなくても集落営農、まあ三人でも良いです。全員でやろうと言っても難しい、そういう形を取ってどんどん近くで受けてやって下されば、我が足元は守るんだという形になれば、公社もちょっと気持ち的な部分も含めてもうちょっと効率化が出来るかなとは思っています。両方の施策をしなきゃいかんと。

1 1 番： 公社の事務所は今も米沢旧小学校で開いておられます。

町 長： 開いております。ずっと開いております。

1 1 番： 今見山さんの話を聞くと、私も情報に疎い方でそういう事は初めて聞いたんですけど、高津さんがおられん様になって言うと、なんか一般的に大きなダメージの様な気がします。ですから町長さんも今早急にという事ですけど、まあ高津さんに代わるような人を何とか早く雇ってもらいたいと思います。

町 長： 私も担当課長には言ってますけど、三人が二人になると、だから効率は悪いですよ。だけど僕が言っているのは、もう一方は農作業受託をして頂く、見山さんや他にもおられますが三、四人、そういう人たちの力も借りて下さい。それは公社の収入にはならなくてもトンネルで出て言っても農家の作業はちゃんとやれば良いじゃないでしょうか、という事も考えています。

1 1 番： それと同時に、公社そのものもちゃんとしてもらわないといけないので。今言われる様に作業の受託で、委託をした人が、見山さんの話があったけど、来たけど刈れなくて帰られたとか、自分の所が遅くなったとか、そういう苦情も相当来るかも分かりませんが、高津君がみんな今までそれは受けていたのですかそれは。

町 長： 高津ではないです。高津君は農業公社が嫌になって辞めた訳ではないです。自分の歩む、若い人が将来をにらんだ時にという事です。残念ながら公社も十二分な給料と将来展望があるかという事を個人的にご判断になったんだと。

1 1 番： まああの委託をしてお願いをする方も、私も去年は一番最後になったけれども、自分の田んぼの状況とか、周りの状況も考えてやっぱりその辺は頼む方もあまり無理を言ってもらっても困る。そんな文句をいう物には言い返す様な者をちゃんと据えとかんといけない。

町 長： 正直言って今は一生懸命現場を見に行っている様です。秋は水田を、田んぼをそうす

ると農家の方によっては、ほんとに何回も来てもらって迷惑をかけるなどか言って感謝の気持ちで言ってもらえる人もある、だけどそうでない人が結構多いんです。あそこ刈っていたけど、うちのほうが早かったとかね。それがやっぱり今の体制では受けると精神的に物凄いネックになって来ると言うのが正直あるんです。それを今おっしゃるように跳ね返せるだけのポジションのあれが出来ない。

7 番： だけど今の農業公社って言ったって、営農組合があったといっても、苦情は秋は絶対沢山来るんですよ。これはまあ様子を見て田んぼを見て廻る人もおつてね。あんたまあダメとは言わんけど、とにかくもうちょっと待ってもらえんでしょうかという事を言ったってやっぱり、日にちは日にちで変えられない頑固な人もおられますけども。そこはやっぱり田んぼの面にしても機械の面にしてもやっぱり硬いところは先に行かないと効率は悪いですよ。

町 長： 私も9月の町長後記、まあ3月で終わりにさしてもらいましたけど。一生懸命書いているわけです。天候によっては順序が逆転したりしますので何とかご理解をしてくださいと。自分なりには発信しているんですけども。公社の職員で一番つらいのはその事、秋の時期のその状態です。春は雨が降っても田植は出来る訳ですが、秋は絶対できませんから。さっき言われたように田んぼが柔らかいとか、水捌けが悪いとか、いろんな状況がある。まあどうも一番重たい状況に成っているようですから、それを跳ね除ける様な人材確保が急務だという風には思います。

11 番： 1 番の圃場整備事業の去年の湿田の件ですけども、これを見させてもらいますと、国では例えば受益者が2人いないとか、受益面積が5haとか有りますけど、これは1団地でそれだけの面積がいる事になるんですか。町全体でも良いという事になるんですか。

事務局： その辺の詳しいところは実際細かい所まで書けなかったんですが。

11 番： いいですが、そうするとなかなか自分達だけで5haなんていう規模には成らないし、国の事業ですのでそうすると、ここずっと見させてもらおうと定額の助成も有るようになっておりますけども。こらちも色々条件があるかもわかりませんが。町長さんも言われた様に多面的機能の支払制度を考えたらどうかと書いてありまして、うちらの方でも水田がやおくて大変だと言うのも全体でもありませんし、そうするとごく小規模になります。まあこの辺りは町長さんの方をお願いをしておりましたけれども、この回答文の中で見ますと多面的機能とかそういう物も含めて相談をさせてもらう必要がありますな。

町 長： その団地の集落でやっておられる。その中で議論をしてその部分を。以前も水路、受益が1人しかない水路とかそういう制度を作ってほしいって言うのは農業委員さんか

らあったんです私に。ただご答弁は中山間直接支払制度があるでしょうと。それで一生懸命当初から5割残してください。共同分に。個人配分は5割にしてくださいと、お邪魔する所には言って来たんです。それは5割残った分で農道、水路ですけど受益が1人の場合は、制度が無い訳ですが、上の制度が補助制度が。だから作ってください。ではなくて中山間直接支払いがあるんで共同分は残しておられるでしょと。それをAさんの分でもやろうやと。割振りして3万円、5万円まあプロパイプを仕入れるとか。そういう事は皆で協力し合ってくださいよ。という事を言ったんです。町が制度を作る事はみやすいんですよ。金額も知れてます。だけどなんでもそうじゃなくって、やっぱり今は直接支払なり、ここで言うそういう環境の多面的機能という制度がある訳ですから。それなりの結構お金、と言いますのは、皆さん国からみんな来てると思われるので、直接支払いの時も、あえて言ったのは4分の1は町費が入っていますよ。100万だったら25万町は予算を付けているんですよ。決して100万国から来た訳ではないんですよ。という言い方をしているんですけれども。まあそういうような事なので、出来るだけ集落の中でお話をせつかくですからして頂いて、あそこの水路は黒パイプでした方が今後の維持がいいぞとそれのパイプを買ってあげるとか、という事が互助の精神じゃないかなと思うんですけど。

11番： 他町村でも中山間のこのお金は全部個人配分しなくて集落へみな受け取って水路の整備をされたという話も聞いておりますので。まあそういう所までされればほんとだと思うんですけど。まあうちらも50%は個人配分してしまっておりますので、まあ今になると指導も70とか色々あるようですけど、年間通して使わなかった分については免責配分で返すとかね。様な事をしていまして、前ほど重点的に共同で使うような事はなくなって来ておりますので、その辺りもちょっと考え直さないといけませんね。

町長： 直接支払しか昔はなかった。だからそれを5割残してくださいよ。今制度がまだできた。多面的機能とかいろんな制度が、ダブル作業がある訳ですね。水路今一生懸命しておられるでしょ。そう言うのはダブるんです。だったら他面で直接は全額皆に返そうか、直接支払、こっちで使おうか、いろんな今割と集落でやっておられない所もありますよ。有りますけども、やっておられる所は多少融通が利く状況にあるのかなとは思っています。

11番： 分かりました。

町長： まあ上手にそれぞれの事情に合った制度が有りますから、まずは相談をかけてやって頂きたいと思います、じっと自分で考えて悩まずに、職員は上手に使ってください。

議長： 他にはないでしょうか、ひとつ、町長も大体はご存じだと思うんですけど、我々の農業委員会の制度が4月から変わっているんですけども、国の政策もあって改革ですか

ら行業委員会をちょっと小さくしてっていう感じなんですけれども、それではいけない事で農業委員会と互角になるかどうかちょっと分かりませんが、農地最適化推進委員と言うものを設けようとしている訳です。我々の任期は取り敢えず来年の7月まではこの任期をやれと言う事で行きますけど、その先は新しい制度で行かなければいけない。しかもそれは今までの公選と違って、選挙じゃなくして任命だという風になります。具体的にはこの夏くらいから農業委員会が主体になって地域をどうカバーして行くかを考えなきゃいけないと思っておるんですが、町長も多分何か諮問機関かそういう物を設けられる様な考えがあるのかその辺について、どういう考えをしておられるのか。

町長： あくまでも7月までですので、引き継ぎ事項で書き上げようと思っております。諮問機関は作らなきゃあいかんと、行政が今度は任命になると、しっかり揉んでもらってそこで町長任命で何人でどうこうでこうならなきゃ江府町の農業は守れない、というスタイルになると思いますので。諮問機関を作られてしっかり議論をしていかれたいという事は引き継ぎ書には書かしてもらって、下垣課長なり農業委員会の事務局が書いてくれると思いますので、書いて貰う様に私も、それは今全部任命方式が変わって行くんです。いろんな事情で。ご承知のように去年4月から教育委員会も改革、法律が変わりました。それで当時の加藤教育長の場合は、任期が来るまでは今の農業委員会さんと一緒に、従前の法律通りいきなさい。任期更新の時には新しい法律で。ですから今は影山教育長にしましたけれども、加藤さんが9月末で任期満了でちょっと間があって、1月1日に影山教育長。これは任命方式で町長が任命する。今までは教育委員をお願いして任命して相談して誰が常勤に成るかでやると。ですからもう全然法律が変わって教育長は町長が議会の同意を得て任命しなさい。今もうそういう風にどんどん任命方式が変わってきています。だからよりやっぱ行政的に地域の農業という事にもどんどん精通していかなくちゃいかんよと、そうは言いながら諮問機関には農業委員さんが入られて現状把握とか必要性とか地域のそういう事も一生懸命議論されるべきだと、引継にはきちんと。

議長： せっかくの機会ですので、他に何かございましたら。予定の時間になりましたので終わりにしたいと思います。次期町長さんに引き継いで頂くという事でお願いします。今日は本当にありがとうございました。

町長： 農業委員会には個人的に申請はしますけれども、公務としては本当に最後になるんではなかろうかと思えます。12年間しっかり護身頂いて何とか私も育て来たんじゃないかなと思っておるところでございます。心から感謝を申し上げまして、今後8月からは今年も久連でやりますし、農業者としてしっかりやっ行って行こうかと思っております。本当に長い間ありがとうございました。

議長： 以上を持ちまして、第22回農業委員会総会を終了します。

平成 年 月 日

署名委員 9番委員

署名委員 10番委員